

石木ダム事業に関する説明会【議事概要】

○日 時：令和7年12月7日（日）13：30～15：30

○場 所：川棚町公会堂（川棚町中組郷1506）

○参加者：県9名（大石知事、土木部：部長、次長、河川課長ほか）

市民による石木ダム再評価監視委員会（市民委員会）7名

傍聴者：約150名

令和7年度に3回開催した「石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会」の経過を踏まえ、事前に提出があった疑問（論点）に対して市民委員会の質問に答える形で、知事がダム事業について県の見解をあらためて説明しました。

県の基本的な立場について

川棚川の治水計画について、県は次のとおり考えています。

①法令・技術基準に基づく適正な策定

河川に関する法令や技術基準に基づき、適正に策定しています。また、有識者等で構成された「川棚川水系河川整備計画検討委員会」や、ダム検証における「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においても審議されています。

②司法判断による妥当性の確認

事業認定取消訴訟においても、事業の計画を策定するに当たりその前提として検討・採用した、河川整備基本方針や河川整備計画等に基づく計画諸元について「不合理な点は見当たらない」と認められています。

これらのことから、現時点で計画を見直す必要はないと考えています。

【質問と回答】

<論点1> 気候変動の影響を考慮して治水計画を見直す必要がないか。国土交通省は、気候変動を考慮した治水計画の見直しの方針で進めている。

(知事回答) 長崎県においても新たに河川整備基本方針を策定する河川については、気候変動の影響を踏まえた治水計画を策定しています。川棚川のように、現在事業を実施している河川については、定めた基本高水を上回るような洪水が発生した場合には、計画を見直すことになりますが、近年の洪水発生状況を踏まえると見直す状況になく、一刻も早く石木ダムを完成させることが、住民の安全安心を守るうえで必要だと考えます。

<論点2> 川棚川流域における実測データを重視し、また、るべき実測データが存在しないことを考慮して治水計画を見直す必要がないか。

(知事回答) 川棚川の治水計画は、策定当時に利用可能であったデータに基づき計画しており、雨量については、日雨量および時間雨量のデータが揃っていた佐世保雨量局の観測データを用いています。この計画は、河川に関する法令や技術基準に基づいており、有識者で構成された会議で議論し決定されたものであり、事業認定取消訴訟においても「不合理な点は見当たらない」として認められています。

<論点3> 石木ダムが川棚川本川の洪水量を増加させるおそれを考慮して計画を見直す必要がないか。

(知事回答) 川棚川の治水計画は、河川改修とダムの最適な組み合わせで検討しており、ダムの建設場所についても、建設可能な候補地の中から、河川改修との最適な組み合わせを考慮して決定しています。また、計画の策定にあたっては、過去の大雨の降り方をもとに検討を行っており、その結果、ダムがあることによって洪水量が増加することはないことを確認しています。

<論点4> 治水計画が前提とする雨量（計画規模1/100）により発生する洪水は上流域（計画規模1/30の河道）で氾濫すること、過去50年で河川改修が進んだこと等を前提に費用便益分析を見直す必要がないか。

(知事回答) 川棚川の治水計画は、河川改修と石木ダムを組み合わせた一連の事業として進めています。このため、事業全体の評価として、一連の事業が開始された昭和50年当時の河川状況を基準として便益を算定しており、見直す必要はないと判断しています。

(当日は市民委員会の説明のみで終了。知事回答無し)

<論点5> ダム貯水池から漏水するおそれがあることを考慮して計画を見直す必要がないか。

(知事回答) 石木ダムについては、河川に関する法令および技術基準に基づき設計を行い、国の専門機関の確認を受けながら事業を進めています。その過程において、石木ダム予定地周辺の地形や、地質調査の結果を踏まえると、ダム貯水池から漏水が発生する懸念はないものと考えています。

(当日は市民委員会の説明のみで終了。知事回答無し)

<論点6> 強制測量や強制収用などの手続は「覚書」に違反しないという認識か。長年にわたり地元の理解が得られない原因をどのように分析・評価しているのか。

(知事回答) 地元住民の理解の上で事業を行うべきであるとの覚書の基本的な考え方は重要と考えており、事業採択以降、長年にわたり、住民の皆様に事業の必要性について理解を求め、あらゆる機会を捉えて繰り返し説明を行ってきました。その結果、8割を超える住民の皆様の同意を得たうえで工事に着手しており、そういうった思いも受け止める必要があると考えています。

また、覚書については、工事続行差止訴訟において、工事を停止する効力がない旨の司法判断が確定したものと受け止めています。県としては事業に反対されている川原地区にお住いの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで事業を円滑に推進することが最善との考えに変わりはなく、最後までその努力を重ねてまいります。

【会場の様子】

